

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋地下1階において、排風機を点検作業中の協力企業作業員が排風機のベルトとベルト車の間に右手の指を挟まれ負傷したため、救急車にて病院へ搬送。診察の結果、右手中指切断、薬指・小指骨折と診断された。今後、原因を調査。	A s	9月10日公表済 (PDF63KB)

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン建屋地下1階給水加熱器ドレンポンプ（B）付近の床面において、地下水がにじみ出ているため、当該床面を点検・修理	D	
2	3号機	原子炉建屋1階制御棒駆動水圧制御ユニット操作用足場への移動通路が狭いため、当該部を設備改善	対象外	
3	3号機	原子炉格納容器除湿冷却系ターボ冷凍機制御盤扉の止め具の不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	4号機	所内用空気系空気圧縮機（B）の駆動用Vベルトに緩み（5本中1本）が認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
5	5号機	タービン建屋換気空調系空冷冷却装置（A）において、運転中にトリップが認められたため、当該装置を点検・修理	D	
6	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系排風機（B）の運転切替において、ダンパーの動作不良が認められたため、当該ダンパーを点検・修理	D	
7	集中環境施設	洗濯廃液系使用済樹脂タンク（A）超音波式レベル計の指示不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
8	集中環境施設	高温焼却炉設備制御装置プリンタのエラーメッセージが発生し、印字できないことが認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
9	集中環境施設	シャワードレン系ホットシャワードレン収集ポンプ（B）において、グランドシール水流量の増加及びパッキンに増し締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	D	
10	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋の計装用空気系空気圧縮機（B）において、起動及び停止時に異音の発生が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
11	その他	水処理設備排水処理装置処理水ポンプ（B）のドレン配管に詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで